

医療事故に係る損害賠償について

亀山市立医療センターでの医療事故に関し、和解に係る損害賠償の額を定めるため、亀山市病院事業の設置等に関する条例第6条の規定に基づき、平成27年3月亀山市議会定例会に関係議案を提出します。

【概要】

1 診療場所	亀山市亀田町466番地1 亀山市立医療センター	
2 概要・経過	<p>相手方は、平成23年1月24日市立医療センターに入院し、同月28日人工肛門閉鎖手術を受け、同年3月12日に退院した。その後、体調不良のため3月14日に県内A医院を受診し、3月15日には県内B病院に入院したが、感染症による化膿性脊椎炎により四肢麻痺（後遺障害等級1級相当）の後遺障害を負った。</p> <p>相手方は、弁護士を通じ平成24年5月8日、当院入院の際、術後管理の過失からそけい部に挿入した中心静脈カテーテルからの感染症に罹患し、抗菌薬の投与がなされなかったこと等から後遺障害を負うに至ったとして、損害賠償請求のため津地裁への申し立てによる診療録等の証拠保全を行った。</p> <p>その後、相手方は、平成26年2月6日付け書面にて損害賠償請求（請求額：99,155,787円）を行った。</p>	
	<p>【医療センター】</p> <p>入院 平成23年1月24日（月）</p> <p>手術 平成23年1月28日（金）</p> <p>退院 平成23年3月12日（土）</p>	人工肛門閉鎖手術
	<p>【他 院】</p> <p>受診 平成23年3月14日（月）</p> <p>入院 平成23年3月15日（火）</p> <p>退院 平成23年9月19日（月）</p>	<p>県内A医院</p> <p>県内B病院</p> <p>四肢麻痺となる</p> <p>県内B病院</p> <p>以後通院</p>
	<p>証拠保全 平成24年5月 8日（火）</p> <p>損害賠償請求 平成26年2月10日（月）</p> <p>請求額 99,155,787円</p>	津地裁
3 相手方	三重県在住 男性	

4 市の対応	<p>当市としては、請求に応じず訴訟対応とするのではなく、相手方が望む話し合いによる早期解決・早期救済のため、また判断の難しいケースでもあり、事案に応じた妥当な解決を図るため示談交渉によるべきと判断し、弁護士による示談交渉を誠意をもって進めてきました。</p>
5 和解	<p>双方代理人を立て交渉した結果、6,000万円の損害賠償金を支払うことで和解することとなりました。</p>
6 再発防止策	<p>現在、今回の事故を教訓に再発防止に取り組むため、院内委員会（医療安全管理委員会、リスクマネジメント部会）において、再発防止策を次の項目を中心に具体的に検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染症の対応基準の整備 ○外泊・退院の判断基準の整備 ○感染対策ガイドライン(※)及び院内マニュアルの見直しと順守 ○カテーテル感染予防研修の充実 ○医療スタッフ間の連携の強化 ○患者検討体制の充実 ○患者様への適切な説明 <p>(※) 病院感染対策の国際標準といわれる CDC（米国疾病予防管理センター）感染対策ガイドライン</p>

記者発表資料
平成 27 年 2 月 19 日
亀山市立医療センター
TEL 0595-83-0990